

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7(2025) 年 6 月 26 日

島根県知事 殿



提出者

住 所 出雲市長浜町1372-12

氏 名 神戸天然物化学株式会社 出雲工場

工場長 釜坂 公浩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0853-28-8893

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2024年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	神戸天然物化学株式会社 出雲工場			
事業場の所在地	出雲市長浜町1372-12			
事業の種類	1639 その他の有機化学工業製品製造業			
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4(2022)年4月1日 ~ 令和8(2026)年3月31日			
産業廃棄物処理計画における目標値				
	項目	目標値	項目	目標値
	排出量	t	全処理委託量	t
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	別紙参照	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
			認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄				

## 別紙1 産業廃棄物処理計画における目標値

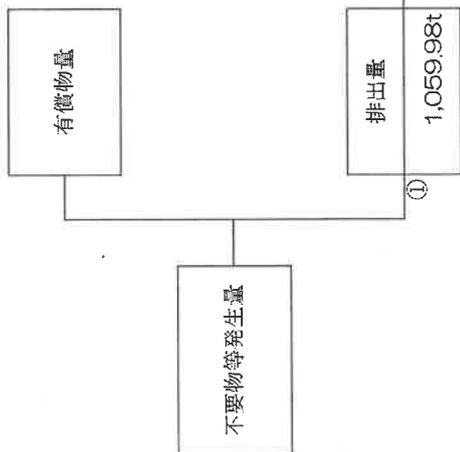
(t)

項目	廃アルカリ	廃プラスチック類	汚泥	混合廃棄物	木くず	廃油	水銀使用製品 産業廃棄物	廃酸
排出量	1000	25	12	11.12	5	0.1	0	0.1
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0
全処理委託量	1000	25	12	11.12	5	0.1	0	0.1
優良認定処理業者への 処理委託量	1000	25	12	11.1	4	0.1	0	0.1
再生利用業者への 処理委託量	0	10	0	0	5	0	0	0
認定熱回収業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	1000	15	12	0.1	0	0.1	0	0

廃アルカリ

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類)

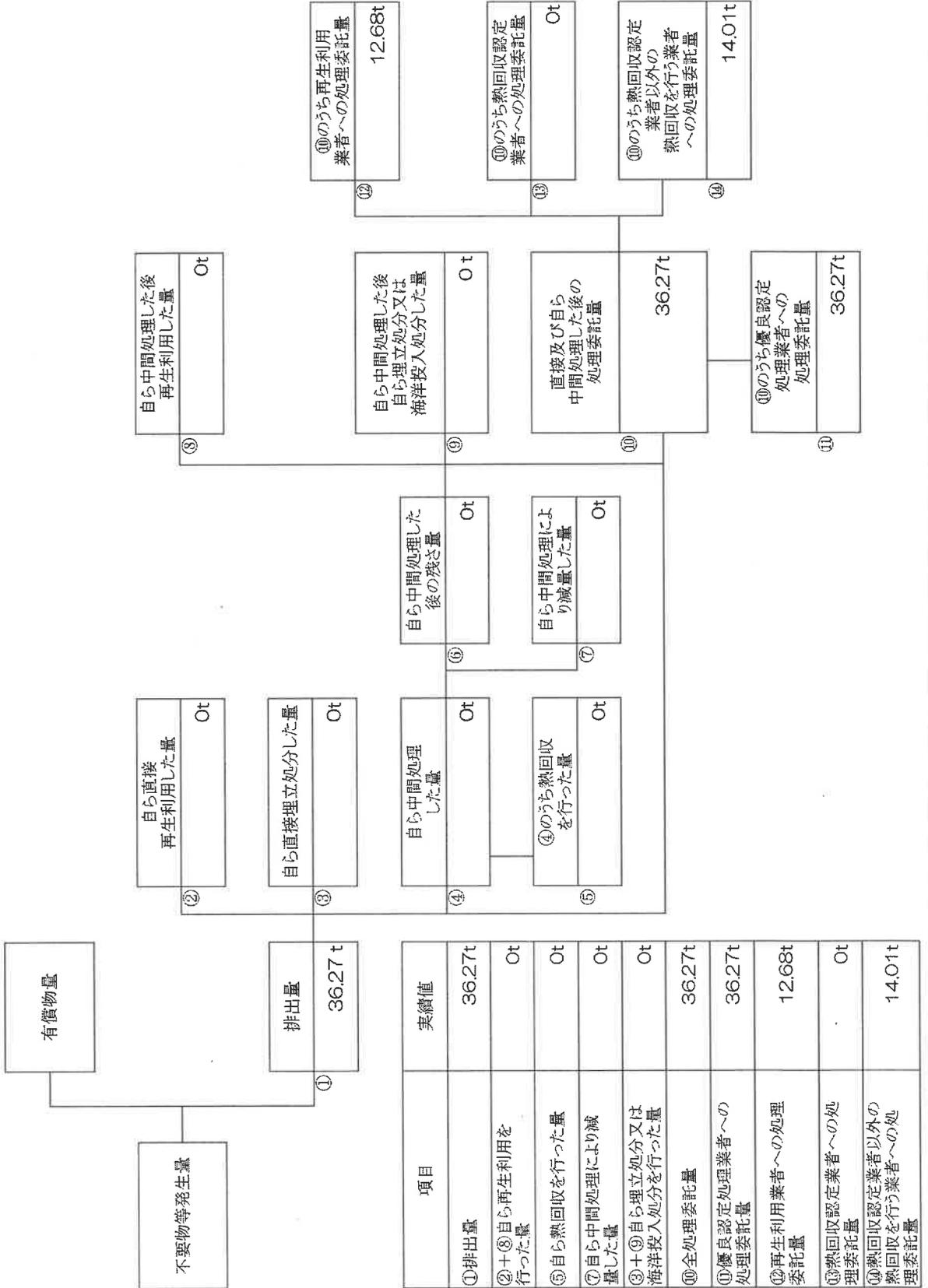


項目	実績値
①排出量	1,059.98t
②+③自ら再生利用を行った量	Ot
⑤自ら熱回収を行った量	Ot
⑦自ら中間処理により減量した量	Ot
③+④自ら理立処分又は海洋投入処分を行った量	Ot
⑩全処理委託量	1,059.98t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1,059.98t
⑫再生利用業者への処理委託量	Ot
⑬熱回収認定業者への処理委託量	Ot
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	681.34t

計画の実施状況

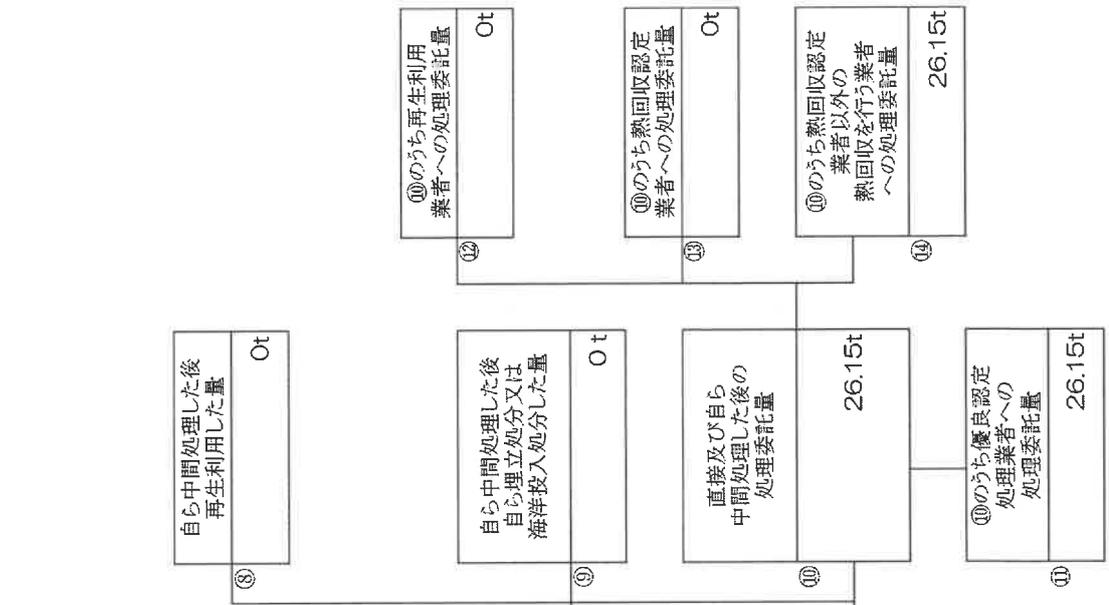
(産業廃棄物の種類：)

廃プラスチック類



項目	実績値
①排出量	36.27t
②+⑧自ら再生利用を行った量	Ot
③自ら熱回収を行った量	Ot
⑦自ら中間処理により減量した量	Ot
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	Ot
⑩全処理委託量	36.27t
⑩優良認定処理業者への処理委託量	36.27t
⑫再生利用業者への処理委託量	12.68t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	Ot
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	14.01t

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥)



項目	実績値
①排出量	26.15t
②+⑧自ら再生利用を行った量	Ot
⑤自ら熱回収を行った量	Ot
⑦自ら中間処理により減量した量	Ot
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	Ot
⑩全処理委託量	26.15t
①優良認定処理業者への処理委託量	26.15t
⑫再生利用業者への処理委託量	Ot
⑬熱回収認定業者への処理委託量	Ot
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	26.15t

不要物等発生量

有償物量

排出量  
26.15t

② 自ら直接再生利用した量  
Ot

③ 自ら直接埋立処分した量  
Ot

④ 自ら中間処理した量  
Ot

⑤ ④のうち熱回収を行った量  
Ot

⑥ 自ら中間処理した後の残さ量  
Ot

⑦ 自ら中間処理により減量した量  
Ot

⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量  
Ot

⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量  
Ot

⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  
26.15t

⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量  
26.15t

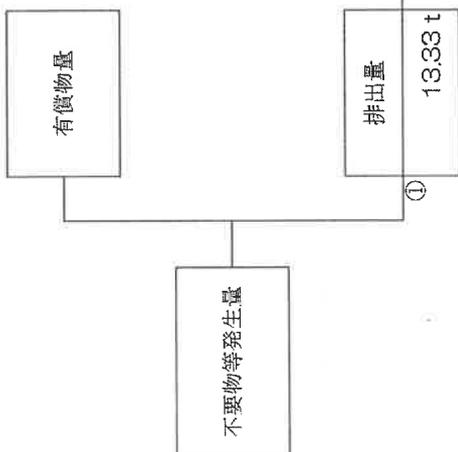
⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量  
Ot

⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量  
Ot

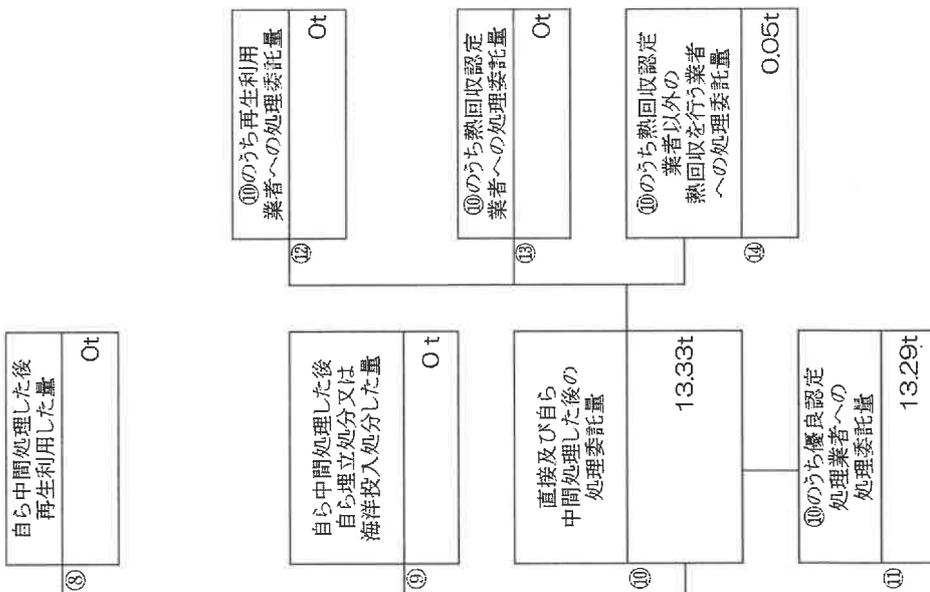
⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  
26.15t

混合廃棄物

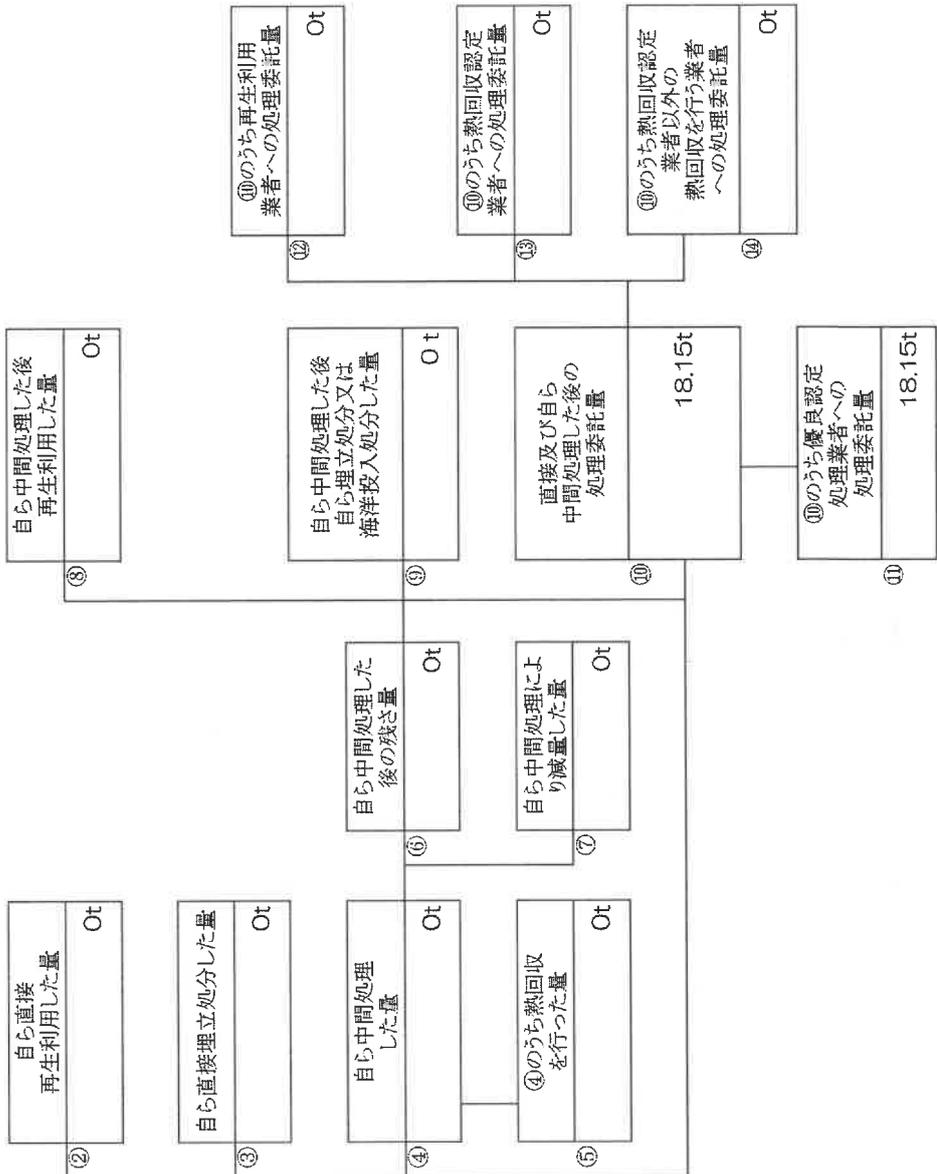
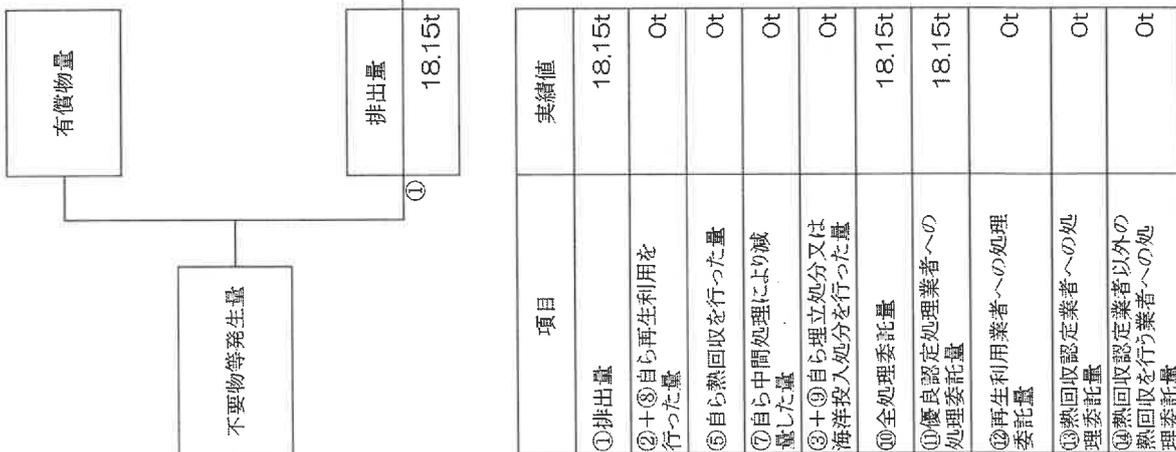
計画の実施状況



項目	実績値
① 排出量	13.33t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	Ot
⑤ 自ら熱回収を行った量	Ot
⑦ 自ら中間処理により減量した量	Ot
③+④ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	Ot
⑩ 全処理委託量	13.33t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	13.29t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	Ot
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	Ot
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.05t

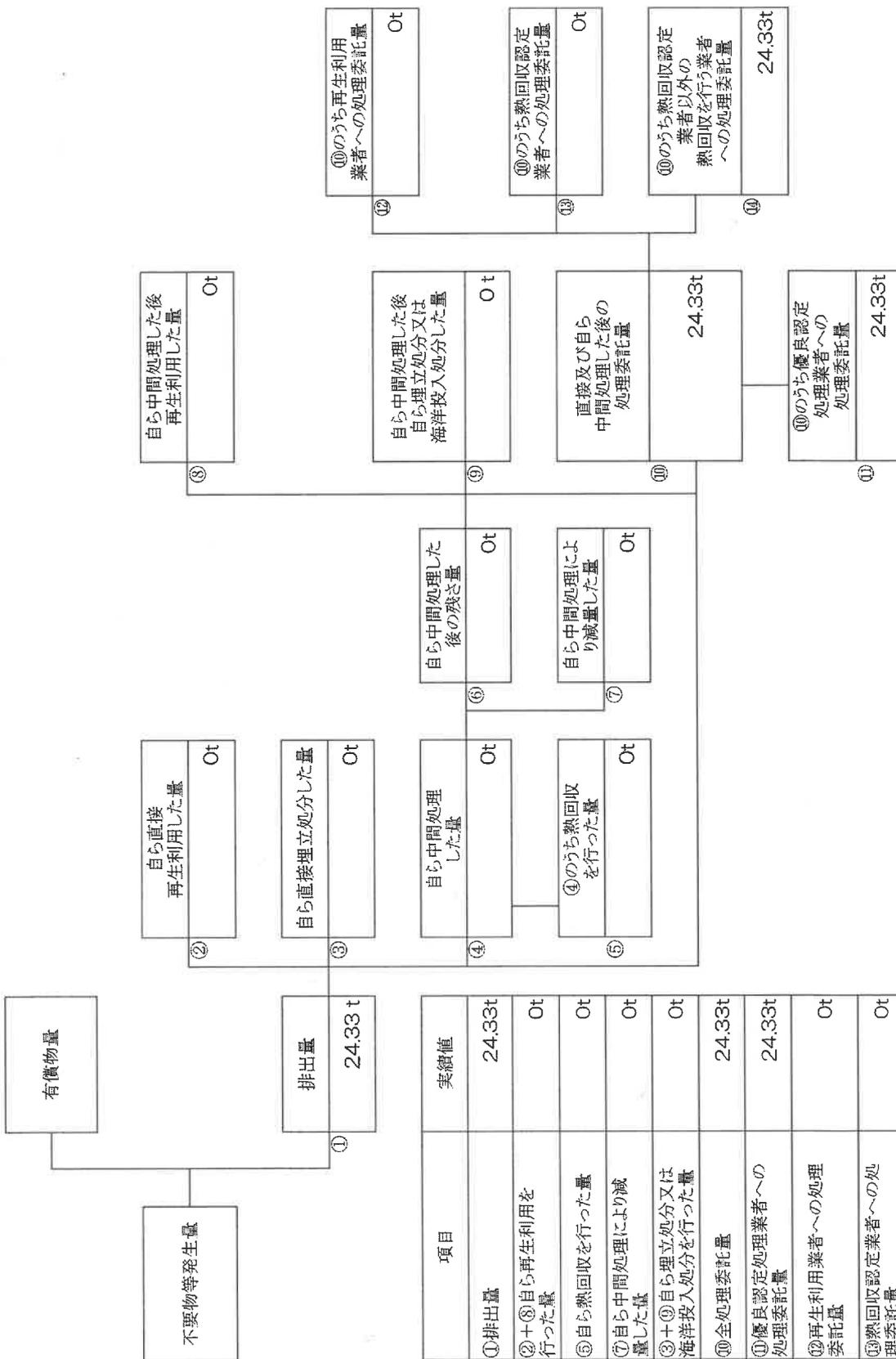


計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず)



項目	実績値
①排出量	18.15t
②+③自ら再生利用を行った量	Ot
⑤自ら熱回収を行った量	Ot
⑦自ら中間処理により減量した量	Ot
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	Ot
⑩全処理委託量	18.15t
⑩優良認定処理業者への処理委託量	18.15t
⑩再生利用業者への処理委託量	Ot
⑩熱回収認定業者への処理委託量	Ot
⑩熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	Ot

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油)

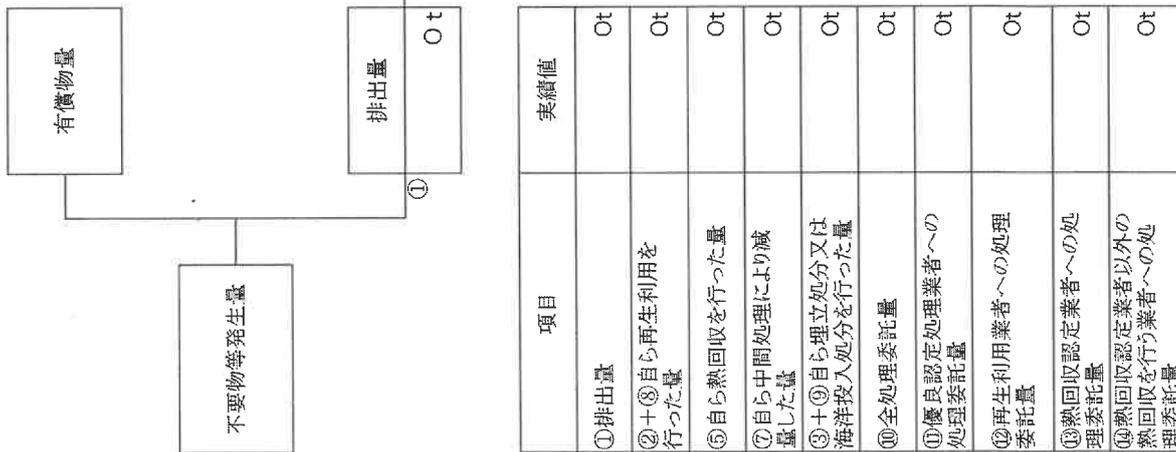


項目	実績値
①排出量	24.33t
②+⑧自ら再生利用を行った量	Ot
⑤自ら熱回収を行った量	Ot
⑦自ら中間処理により減量した量	Ot
③+④+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	Ot
⑩全処理委託量	24.33t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	24.33t
⑫再生利用業者への処理委託量	Ot
⑬熱回収認定業者への処理委託量	Ot
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	24.33t

水銀使用製品産業廃棄物

(産業廃棄物の種類)

計画の実施状況



⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量  
Ot

⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量  
Ot

⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量  
Ot

⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量  
Ot

⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  
Ot

⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の業者へ熱回収を行う業者への処理委託量  
Ot

⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量  
Ot

② 自ら直接再生利用した量  
Ot

③ 自ら直接埋立処分した量  
Ot

⑥ 自ら中間処理した後の残量  
Ot

⑦ 自ら中間処理により減量した量  
Ot

④ 自ら中間処理した量  
Ot

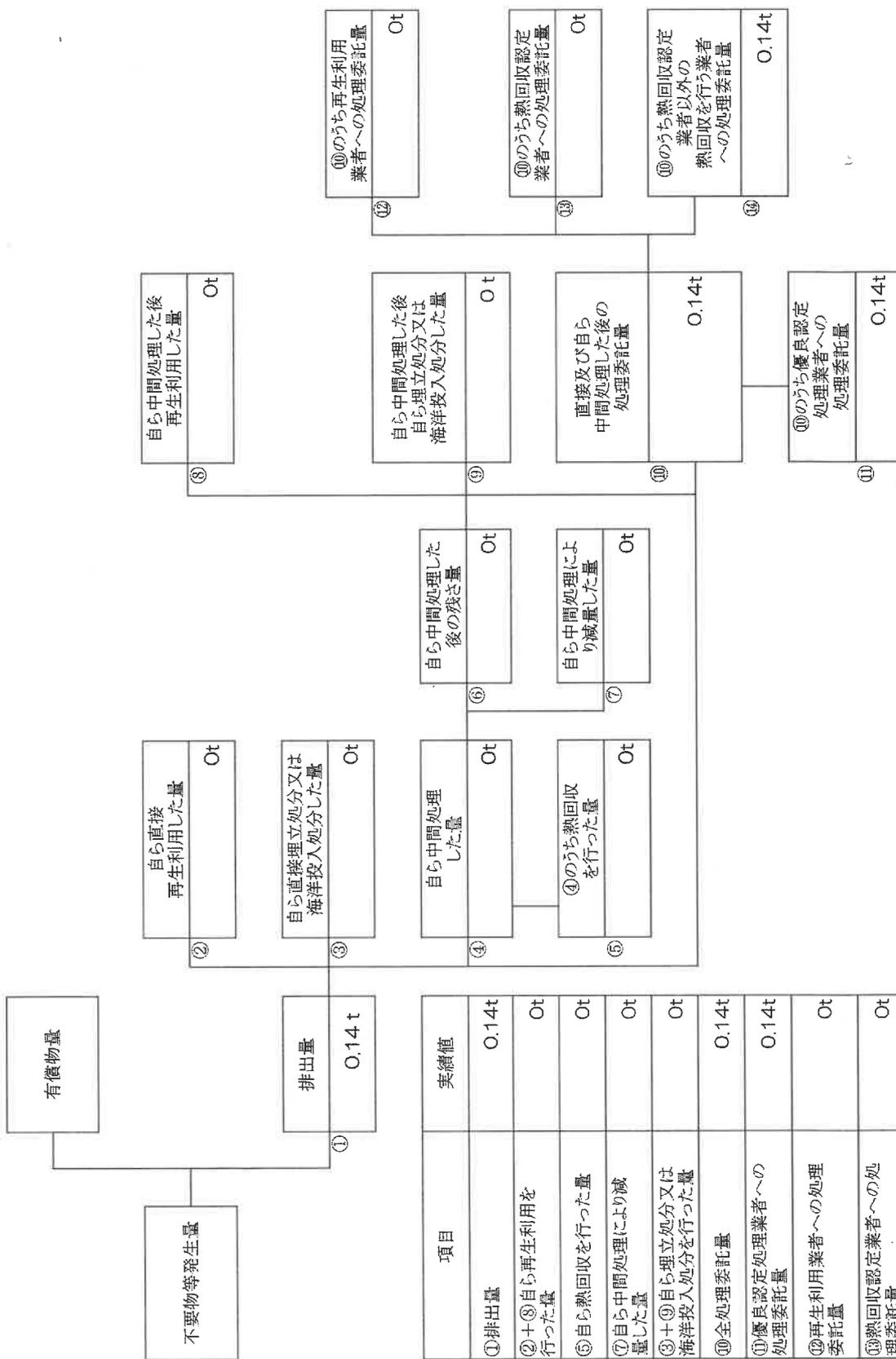
⑤ ④のうち熱回収を行った量  
Ot

項目	実績値
① 排出量	Ot
② + ③ 自ら再生利用を行った量	Ot
⑤ 自ら熱回収を行った量	Ot
⑦ 自ら中間処理により減量した量	Ot
③ + ④ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	Ot
⑩ 全処理委託量	Ot
⑩ 優良認定処理業者への処理委託量	Ot
⑫ 再生利用業者への処理委託量	Ot
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	Ot
⑭ 熱回収認定業者以外の業者へ熱回収を行う業者への処理委託量	Ot

)

(産業廃棄物の種類: 廃酸)

計画の実施状況



項目	実績値
①排出量	0.14t
②+⑧自ら再生利用を行った量	Ot
⑤自ら熱回収を行った量	Ot
⑦自ら中間処理により減量した量	Ot
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	Ot
⑩全処理委託量	0.14t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.14t
⑫再生利用業者への処理委託量	Ot
⑬熱回収認定業者への処理委託量	Ot
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.14t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。